

TPPによって米国と日本の食料部門に 生まれるチャンス



アメリカ大使館
農産物貿易事務所所長
レイチェル・ネルソン
2016年2月

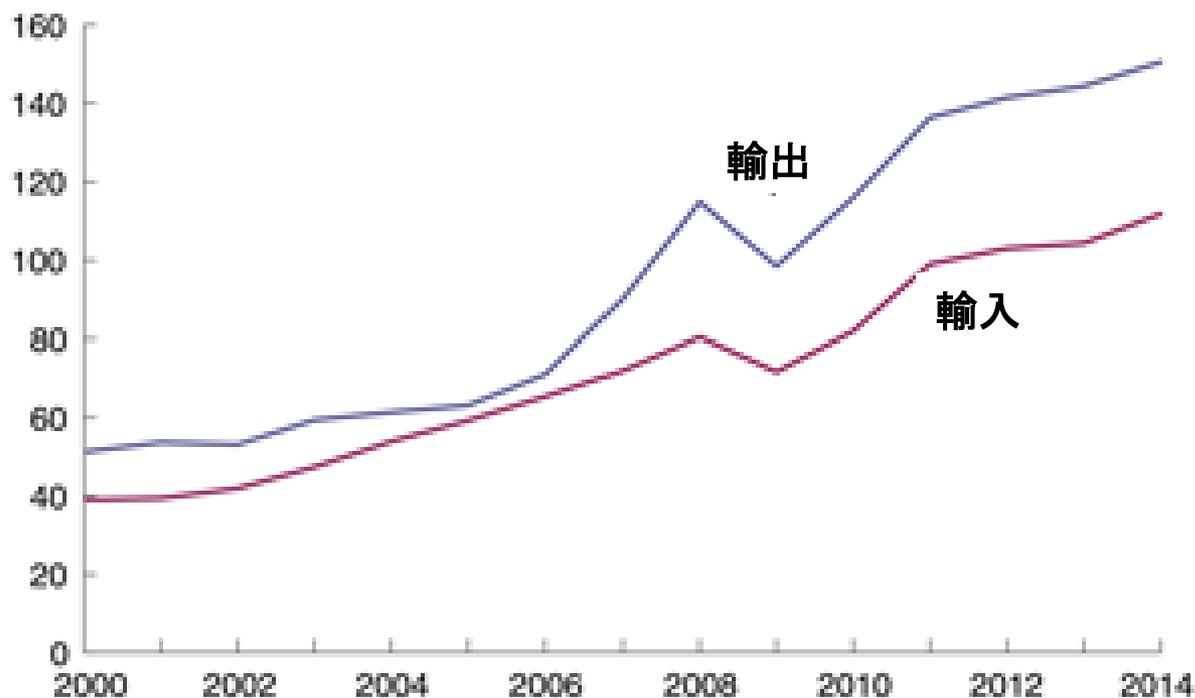
米国の生産

- 世界最大の食料輸出国
- 日本に対する最大の食料供給国
- 高い食品安全基準
- 効率性すなわち価格競争力
- 時代の流れを決める

米国は食料の純輸出国

米国の農産物貿易(2000年～2014年)

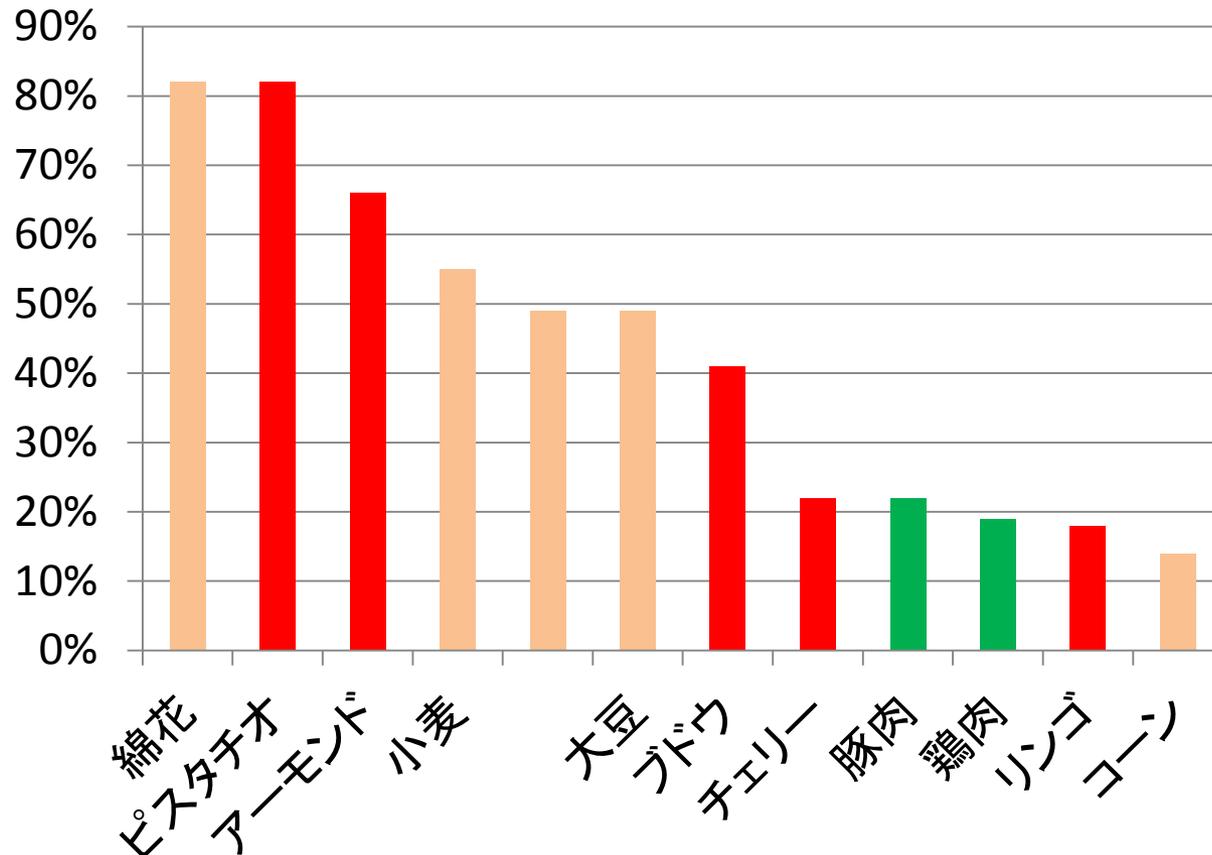
10億ドル



出典: 米国農務省経済調査局(米国商務省・国勢調査局・国際貿易データベース
のデータを使用)

米国の生産

米国産農産物に占める輸出の割合



多方面への輸出

2014年、以下の農産物は日本が

● 第1位のマーケット

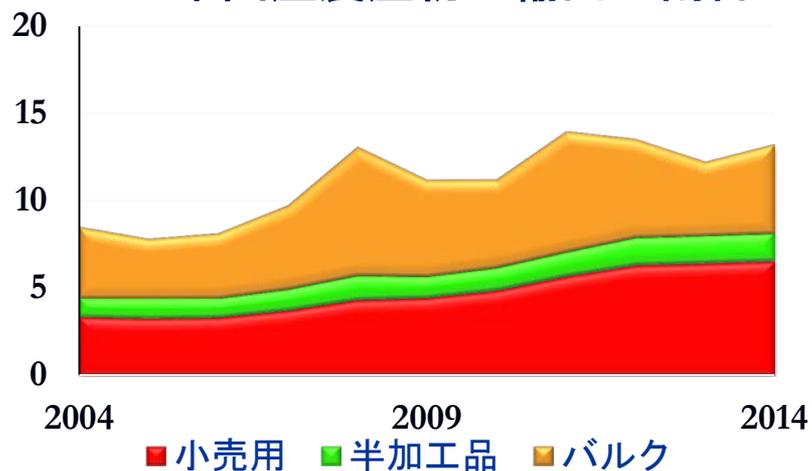
- コーン 27億ドル
- 豚肉 19億ドル
- 牛肉 16億ドル
- 干し草 4.46億ドル

● 第2位のマーケット

- 野菜 6.83億ドル
- コメ 2.72億ドル
- ドライフルーツ 0.98億ドル

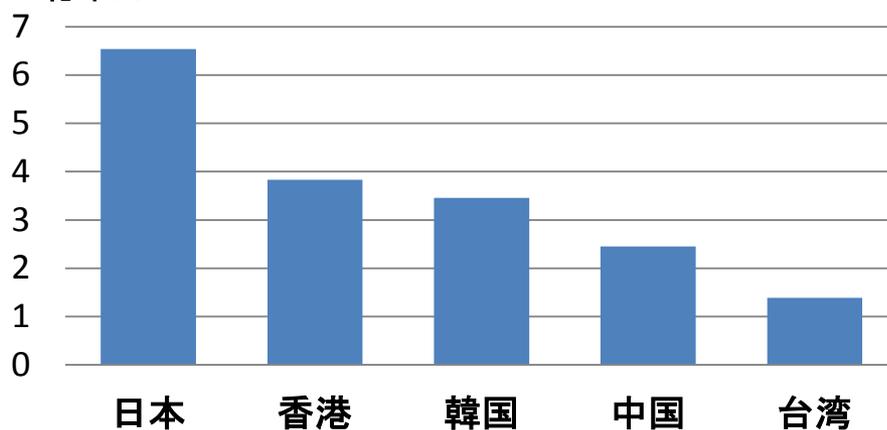
10億米ドル

米国産農産物の輸出の割合



アジア向け米国産消費食品の
上位5市場 (2014年)

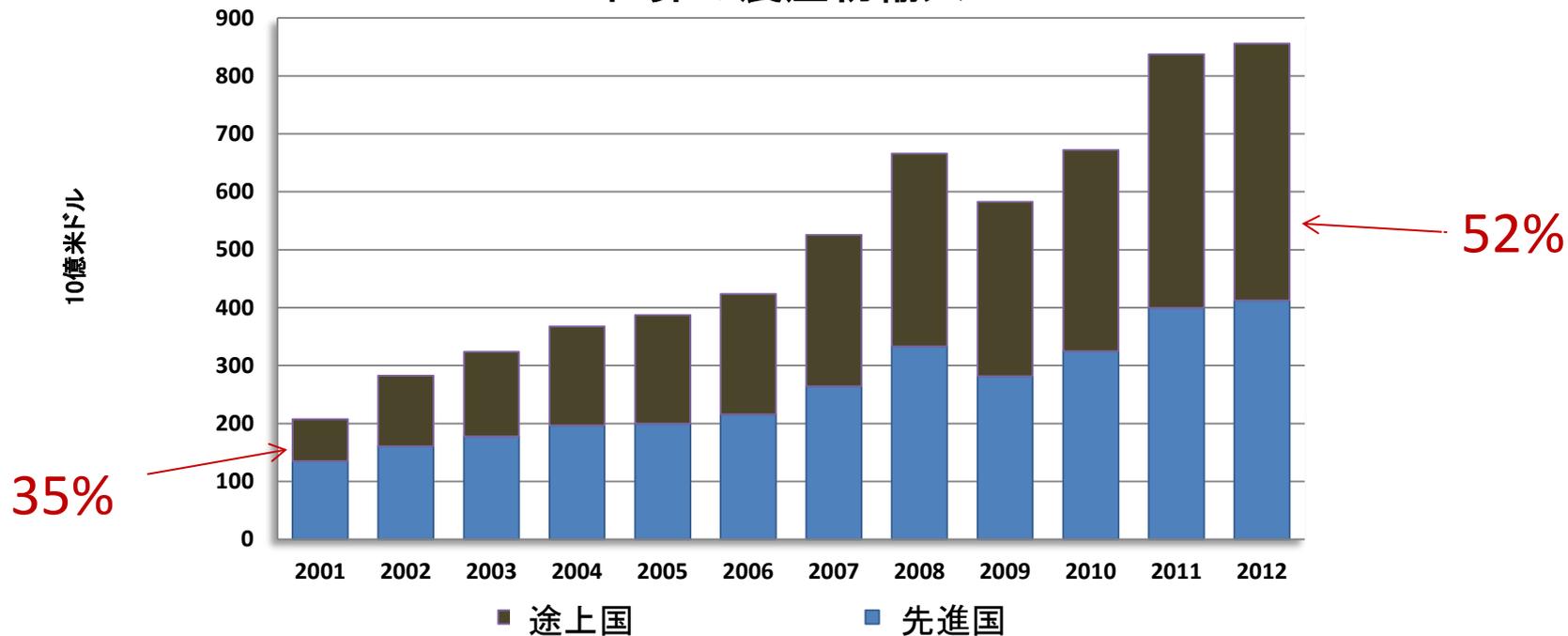
10億米ドル



マーケットはどこか？

途上国のマーケットが成長

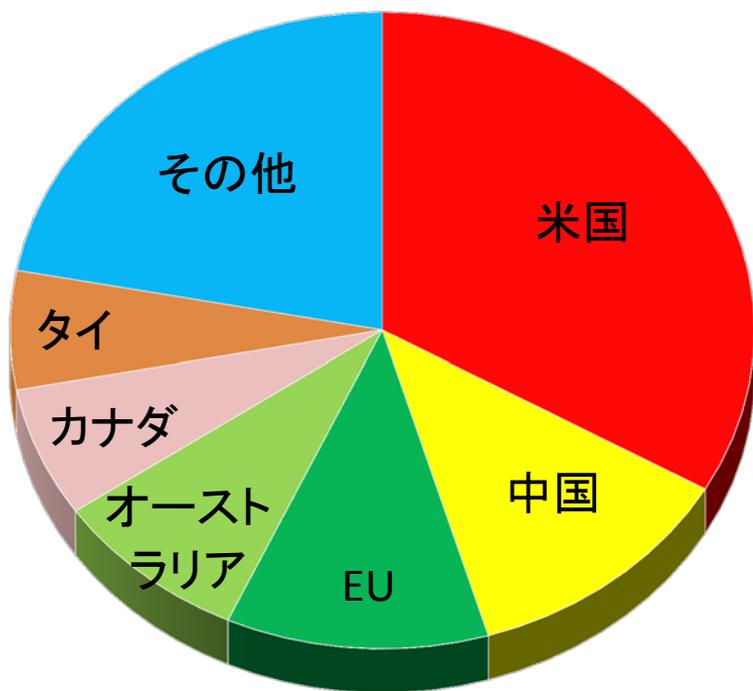
世界の農産物輸入



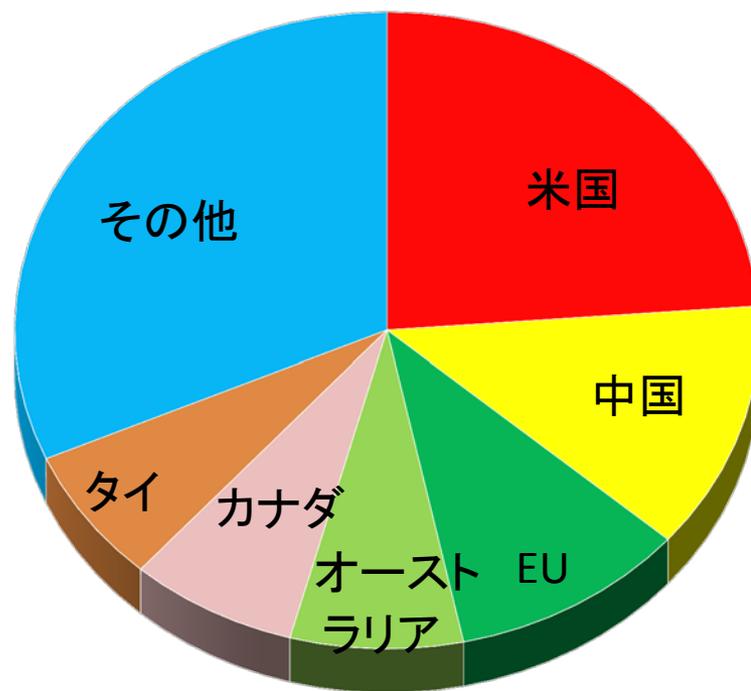
出典: GTIS

日本を巡る競争の高まりに直面する米国

日本への供給国(2003年)



日本への供給国(2013年)



TPP (環太平洋パートナーシップ協定)

	人口 (百万)	GDP (10億米ドル)	1人当たりGDP (米ドル)	農産物の輸入				
				総計	米国から		TPP加盟国から	
				(1,000米ドル)	(1,000米ドル)	割合	(1,000米ドル)	割合
オーストラリア	22.7	1,532.0	67,537	11,771.6	1,391.4	12%	5,444.4	46%
ブルネイ	0.4	17.0	41,124	464.6	9.5	2%	324.0	70%
カナダ	34.9	1,821.4	52,220	33,226.4	20,459.8	62%	23,665.4	71%
チリ	17.5	269.9	15,454	5,814.8	692.0	12%	1,192.7	21%
日本	127.6	5,960.0	46,723	66,251.6	16,874.8	25%	32,060.2	48%
マレーシア	29.2	305.0	10,431	16,785.6	949.1	6%	4,202.4	25%
メキシコ	120.8	1,178.0	9,747	24,650.8	18,158.6	74%	20,906.3	85%
ニュージーランド	4.4	167.3	37,749	4,041.5	452.1	11%	2,577.2	64%
ペルー	30.0	203.8	6,796	4,451.8	650.1	15%	1,426.5	32%
シンガポール	5.3	274.7	51,709	12,327.8	844.4	7%	4,997.6	41%
米国	313.9	16,240.0	51,734	113,214.5			52,439.1	46%
ベトナム	88.8	155.8	1,755	10,087.8	1,253.3	12%	3,527.3	35%
総計	795.5	28,124.9	35,354	303,088.8	61,735.3	20%	152,763.2	50%

出典: J. ワイニオ、米国農務省経済調査局 (世界銀行 (<http://data.worldbank.org/country/>) および国連商品貿易統計データベースより)

商品別分析

牛肉

- 日本は、牛肉と牛肉製品の輸入のうち74%にかかる関税を16年以内に撤廃し、残りの関税についても大幅に引き下げます。
- 日本は、生鮮・冷蔵・冷凍牛肉の切り身の関税を現行の実行関税率38.5%から16年で9%にまで引き下げます。
- 牛くず肉(レバーとタンを含む)にかかる最高21.3%の現行関税は6～16年で撤廃され、いくつか項目については関税が即時50%引き下げられます。
- 牛肉加工製品(ビーフジャーキーと肉エキスを含む)にかかる最高50%の現行関税は6～16年で撤廃されます。

牛肉

牛肉製品	現行関税率	初年度	協定
枝肉・切り身 (生鮮、冷蔵、冷凍)	38.5%	27.5%	10年で20% 16年で9%
タン	12.8%	6.4%	11年で0%
食用くず肉(内臓、ハラミ)	12.8%	6.4%	13年で0%
ほほ肉・頭肉	50.0%	39%	16年で9%
その他くず肉(テール、すじ)	21.3%		16年で0%
レバー	12.8%		16年で0%

牛肉加工製品(ミートボールを含む)(50%)、煮沸牛肉(45%)、ビーフジャーキー(10%)の関税は6~16年で撤廃されます。

商品別分析

豚肉

- 日本は、豚肉および豚肉製品の関税分類品目のうち65%超について11年以内に関税を撤廃し、16年以内には関税分類品目のほぼ80%について関税を撤廃します。関税が撤廃されない品目については、関連する関税が大幅に引き下げられます。
- 味付け豚ひき肉にかかる日本の20%関税およびソーセージにかかる10%関税は6年で撤廃されます。
- 生鮮・冷蔵・冷凍豚肉の切り身にかかる現行4.3%の日本の関税は即時50%引き下げられ、残る関税も 11年で撤廃されます。
- 差額関税制度は維持されます。ただし日本は、豚肉の切り身にかかる従量税をこれまでの1キログラム当たり最大482円の賦課から1キログラム当たり125円に即時引き下げ、さらに、10年目までに1キログラム当たり50円に引き下げます(セーフガード付き)。
- 豚肉加工製品に対する日本の関税と差額関税制度は11年かけて段階的に廃止されます。(セーフガード付き)
- 生きている豚に対する日本の関税と差額関税制度は16年かけて段階的に廃止されます。

商品別分析

鶏肉

- 全ての鶏肉、鶏卵および卵製品にかかる日本の関税は6～13年で撤廃されます。
- 冷凍骨つき鶏肉にかかる現行8.5%の日本の関税は11年以内に撤廃されます。
- 生鮮および冷凍鶏肉の切り身にかかる最高11.9%の現行関税は6～11年で撤廃されます。
- 日本は、七面鳥および七面鳥くず肉にかかる現行3%の関税を即時撤廃します。
- 卵黄について、20%または1キログラム当たり48円(約24.1%の従価税に相当)のうち高い方が適用される現行関税が6年以内に撤廃されます。
- 日本は、卵白アルブミン製品にかかる現行8%の関税を即時撤廃します。その他卵製品にかかる最高21.3%の現行関税は6～13年で撤廃されます。
- 乾燥卵(卵黄を除く)にかかる現行21.3%の日本の関税は即時10.6%に引き下げられます。7年目にさらに5.3%に引き下げられ、13年目に関税が撤廃されるまでその水準を維持。
- 生鮮・冷蔵・冷凍鶏卵にかかる現行17%の日本の関税は即時13.6%に引き下げられ、7年目までその水準が維持されます。7年目から13年目にかけて毎年均等に引き下げられ、関税が段階的に廃止されます。

商品別分析

生鮮フルーツ(リンゴ、チェリー、ナシ)

- 生鮮チェリーの輸入品にかかる8.5%の日本の関税は協定が発効次第半分に引き下げられ、その後6年で撤廃されます。
- 生鮮リンゴにかかる17%の日本の関税は即時25%引き下げられ、11年で撤廃されます。
- 生鮮ナシにかかる現行4.8%の日本の関税は即時撤廃されます。
- 「その他生鮮フルーツ」(生食用ブドウ、レーズン、メロン、ナツメヤシ、イチジク、モモ、プラム、イチゴなど)には最高17%の関税。このうちブドウ、アボカド、イチゴ、ラズベリー、ブルーベリー、クランベリー、キウイフルーツ、スイカ、ザクロ、パパイヤを含めた多くの品目について関税が即時撤廃されます。これら以外の生鮮フルーツ製品の大部分は、11年で関税を撤廃。

商品別分析

フルーツ加工品

- グレープジュース、プルーンジュース、乾燥クランベリー、かんきつ類エッセンシャルオイル、乾燥プラム、レーズン、フルーツカクテルを含む多くの品目について、最高21.3%の日本の現行関税が即時撤廃。
- その他フルーツ加工製品のうちかなりの部分は、最長11年で関税が撤廃されます。

商品別分析

生鮮野菜

- 日本は、実質的に全ての生鮮野菜と野菜加工品の関税を撤廃します。
- 生鮮・冷蔵ブロッコリ、冷凍スイートコーン、生鮮トマト、生鮮セロリ、生鮮アスパラガス、キャベツ、レタス、ひよこ豆、ニンニク、エシャロットなどの品目について、現在は最高17%となっている日本の野菜関税が即時撤廃されます。
- 生鮮スイートコーンにかかる現行6%の日本の関税は4年で撤廃されます。生鮮タマネギについては、価格によって8.5%が課される日本の現行関税が6年で撤廃されます。
- 日本は、世界貿易機関(WTO)の乾燥マメ科野菜の関税割当枠に入るアズキ、インゲン豆、白エンドウ豆、キマメ、その他豆類に適用される現行10%の関税を即時撤廃します。
- 野菜ジュースならびに缶入りおよびその他調理済みの野菜製品(缶入りおよび調理済みのスイートコーン、トマト、ピクルスを含む)について、日本は、最高17%の現行関税を即時撤廃します。
- にんじんジュース、トマトペースト、トマトジュースにかかる現行7.2~29.8%の日本の関税は6年で撤廃。
- トマトケチャップにかかる21.3%、およびトマトソースにかかる17%の日本の関税は11年で撤廃されます。
- 乾燥したエンドウ豆、そら豆、レンズ豆にかかる現行13.6%の日本の関税は11年で撤廃されます。

商品別分析

ジャガイモ

- 種ジャガイモにかかる3%、および生鮮・冷蔵ジャガイモ(種ジャガイモ以外) にかかる4.3%の日本の現行関税は即時撤廃されます。
- 冷凍ホールジャガイモにかかる8.5%の日本の関税は6年で撤廃されます。
- 乾燥処理されたジャガイモのフレーク、顆粒、ペレットにかかる20%の日本の関税は6年で撤廃されます。
- ジャガイモの穀粉、粗びき粉、粉末にかかる20%の日本の関税は11年で撤廃されます。
- 冷凍フレンチフライについて、日本は、現行8.5%の関税を4年で撤廃します。
- 「その他調理・保存加工済み冷凍ジャガイモ」にかかる関税は6年で撤廃されます。

商品別分析

ナッツ類

アーモンド	2.4%の関税を即時撤廃
クルミ	10%の関税を即時撤廃
ピーカン	4.5%の関税を即時撤廃
マカダミア	5%の関税を即時撤廃
ヘーゼルナッツ	6%の関税を即時撤廃

(ピスタチオ ~ 既に無関税)

商品別分析

ピーナツ

- 日本はピーナツに関する7万5,000トンのWTO関税割当枠を維持し、割当枠外の関税を1キログラム当たり617円とします。
- 日本は、割当枠内のピーナツにかかる10%の関税を即時撤廃し、割当枠外 の関税を8年で撤廃します。
- 現行で最高12%のピーナツバター関税は6年で撤廃されます。
- 調理および保存加工済みピーナツにかかる最高23.8%の現行関税は8年で撤廃されます。
- 現行1キログラム当たり最高10.4円のピーナツ油関税は11年で撤廃されます。

商品別分析

乳製品

乳製品のほとんどの輸入は高率関税および関税割当 (TRQ) の対象になっています。割当枠内の関税は最高35%であり、割当枠外の関税はさらに高くなっています。日本は、新たなTRQを設定して関税を引き下げ、乳製品について市場アクセスを大幅に拡大することになっています。

バターと粉乳について、日本はそれぞれ3,188トンのTRQを新たに設定します。5年かけて、これらのTRQは両方とも3,719トンに拡大されます。無糖練乳について、日本は1,500トンの非課税TRQを設定し(6年で4,750トンに拡大)、加糖練乳については非課税TRQを750トンとします。これらのTRQは両方とも全TPPパートナーに適用されません。

- 日本のチーズ関税(現在は最高で40%)の多くは16年で撤廃されます。これには、クリームチーズ、ピザチーズ、粉・おろしチーズ(パルメザン)、チェダーチーズ、およびその他多くの熟成チーズに対する関税が含まれます。
- ホエイ(乳清)の関税は全て21年以内に撤廃され、日本のホエイ市場は完全に自由化されます。
- 日本は、乳糖と乳糖シロップにかかる現行8.5%の関税、およびホエイプロテインを含むミルクアルブミンにかかる2.9%の関税を即時撤廃します。
- ホイップクリーム、フローズンヨーグルト、および牛乳・ココア入り各種調理食品にかかる最高29.8%の日本の現行関税は6~11年でゼロまで引き下げられます。
- アイスクリーム、ヨーグルト、ブルーチーズ、全脂粉乳にかかる最高35%の現行関税は50~90%引き下げられ、関税の水準は3%以上10%未満になります。

乳製品

乳製品	現行関税率	協定
フレッシュチーズ(シュレッド)	22.4%	16年で0%
フレッシュチーズ(クリーム、モツアレラ) 脂肪分45%未満	29.8%	16年で0%
フレッシュチーズ(クリーム、モツアレラ) 脂肪分45%以上	29.8%	10年で26.8%
おろし・粉チーズ(プロセス)	40.0%	16年で0%
おろし・粉チーズ(フレッシュ)	26.3%	16年で0%
ブルーチーズ	29.8%	11年で14.9%
フレッシュチーズ(チェダー、ゴーダ)	29.8%	16年で0%
圧力容器入りホイップクリーム	25.5%	初年度50%引き下げ 6年で0%
フローズンヨーグルト(個装)	26.3%	11年で0%
フローズンヨーグルト(10kg以上バルク)	29.8%	11年で0%

商品別分析

加工食品

- 日本は無糖フレーバーウォーター、ミネラルウォーター、炭酸水、植物性プロテイン、焙煎コーヒー、エッセンシャルオイル、植え付け用種子、多くのスパイスを含む様々な加工製品にかかる最高25.5%の現行関税を即時撤廃。
- ソースおよび加糖フレーバーウォーターにかかる最高13.4%の現行関税は4年で撤廃されます。
- 菓子類、ココア製品、チョコレート、栄養サプリメント、ニンジンジュース、トマトペーストを含むさまざまな製品について、最高40%の現行関税が8年以内に撤廃されます。
- 朝食用シリアルなどのその他コメ製品、乳児用調整粉乳、その他調理食品の品目にかかる最高34%の現行関税は11年で撤廃されます。

商品別分析

アルコール飲料

- 日本はワインとその関連製品にかかる全ての関税を11年以内に撤廃します。
 - **ボトルワイン** – ボトルワインは米国の主力輸出ワインです。日本は、現在、水揚価格が1リットル当たり447円以下の製品に対して1リットル当たり67円の「最低関税」、または、同価格を超えて輸入される製品に対して15%の従価税(1リットル当たり125円の関税が上限)をかけています。日本は、協定が発効次第、ミニマム「最低関税」と15%従価税の両方を3分の1切り下げ、次いで、「最低関税」を6年で、従価税を8年で段階的に廃止します。
 - **セミ・バルクワイン** (2リットルを超え150リットル以下の容器入り) – 日本は、協定が発効次第、1リットル当たり67円のミニマム「最低関税」と15%の従価税の両方を3分の1切り下げ、次いで、両関税を8年で段階的に廃止します。日本が2014年に米国から輸入したバルクワインは1,000万ドルでした。
 - **バルクワイン** – 日本は、協定が発効次第、現在1リットル当たり45円かかっている関税を撤廃します。
 - **スパークリングワイン** – 日本は、協定が発効次第、現在1リットル当たり182円かかっている関税を3分の1引き下げ、次いで、8年で関税を段階的に廃止します。
 - **蒸留酒** – 蒸留酒に対する日本の最恵国待遇(MFN)関税のほとんどは既にゼロになっています。その他の蒸留酒に対して残っている関税は全て、11年以内に撤廃されます。

商品別分析

小麦

バルク小麦に関しては若干削減されますが、大きな変化はありません。農林水産省は1キログラム当たり17円のマークアップ(売買差益)を9年かけて45%引き下げます。輸入業者がこの削減を還元すれば、消費者のメリットとなります。

加工済みの小麦製品、例えばビスケット、クッキー、クラッカー、その他パン類について、日本は現在課している最高26%の関税を6年で撤廃します。

乾燥スパゲティとマカロニについて、日本は1キログラム当たり30円の現行関税を9年かけて60%引き下げます。

ミックス(混合インスタント材料)、パン生地、ケーキミックスを含むその他の小麦加工品について、日本は米国を対象とした無関税枠(当初の1万500トンから6年で1万2,000トンに拡大)を新たに設定します。これら品目の日本への輸入には、現在最高23.8%の関税。

大豆 – 既に関税ゼロ

- 大豆油 – 1キログラム当たり最高13.2円の現行関税（約20.8%の従価税に相当）は6年で撤廃されます。
- 大豆粕 – 日本は大豆粕に対する現行4.2%の関税を即時撤廃します。

ソルガム

- TPP協定の下では、現在ソルガムにかかっている最高3%の関税が即時撤廃されます。

商品別分析

コメ

- 日本は米国産コメに対して無関税の新たな国別割当枠 (CSQ) を設定します。割当枠は当初5万トンとし、13年で7万トンに拡大されます。
- 日本は、割当制度に重要な変更を加えることにより、透明性を向上させるとともに、米国産コメについてCSQによる新たなアクセスの業務効率と実効性を高めることになっています。毎年初頭にCSQの入札スケジュールを公表し、年間を通して予定された一連の入札を行います。また、全般的な透明性の改善を含めて、入札プロセスに伴う技術的要件を見直します。入札参加資格の基準が拡大され、新規事業者がコメを輸入できるようになります。さらに、入札後に発表される情報の範囲を拡大したり、この制度の下で承認される販売に対応して許容される船積み期間を拡大したりします。
- 「コメを含有するその他動物飼料」にかかる1キログラム当たり36円 (1トン当たり310ドル、12.7%の従価税に相当) の関税は即時撤廃されます。
- 日本はまた、6万トンの中粒米を現行の一般入札制度から売買同時入札 (SBS) 制度に指定 替えする意向を発表しました。国内動向の変化を考慮し、貿易業者とエンドユーザーの直接取引をさらに促進しようとするものです。

商品別分析

大麦

- 日本は大麦についてTPP加盟国を対象とした2万5,000メートルトンの関税割当 (TRQ)を新たに設け、この枠は9年で6万5,000トンに拡大されます。
- TRQに基づく大麦輸入品に対する日本のマークアップは9年で45%削減されます。
- 大麦の粉・ひき割り・ペレット、および調理食品についてもTPP加盟国を対象とした2件のTRQが追加設定され、この枠は615メートルトンに拡大されます。
- 日本は米国産乾燥前麦芽の輸入品に対して国別割当枠 (CSQ)を新たに設け、この枠は当初の2万トンから6年で3万2,000トンに拡大されます。
- 色麦芽のCSQが新たに設けられ、当初の700トンから11年で1,050トンに拡大。
- 日本は、WTOのTRQ枠を超えた大麦飼料の輸入品に現在かかっている1キロ当たり39円の関税 (ほぼ255%の従価税に相当)を即時撤廃します。これにより、米国産大麦飼料の即時無関税アクセスが保証されます。